

(払出し)

消費数量明細書

報告者の氏名又は名称

※处理事項

事業コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
報告年月日				

令和

年

月分

枚のうち

枚 目

事 務 所 又 は 事 業 所

消 費 数 量

備考

名

称

所

在

地

うち課税済みのもの

リットル

計

No. 42 KV867

在庫数量（現実の受払い等の数量）明細書

※処理事項	事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
	報告年月日				

報告者の氏名又は名称

[illegible]

No. 43 KV B 70

XX	(領収済通知書)		不 記
都道府県名	口 座 番 号	加 入 者	
●●県	XXXXXXXX-X-XXXXXXXX	●●県会計管理者	

住所

氏名

様

~~自動車登録番号 ()~~

[illegible]

金額の訂正・¥マークの記入はしないでください。

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印
所 管 事 務 所		
取りまとめ店		
指定金融機関	●●銀行 ●●支店	

(県保管)

納付書（原符）兼払込金受領証 (公)

県 税

XX				
都道府県名	口	座	番	号
●●県	XXXXXX-X-XXXXXXX		●●県会計管理者	

住所

氏名

様

自動車登録番号 ()

事務所コード	税 目	課 税 年 度	期 別				納税者区分						
		年	年	月	日								
税 目			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税 額													
延 滞 金													
過少申告加算金													
不 申 告 加 算 金													
重 加 算 金													
合 計													

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印
所 管 事 務 所		

領収証書



県 税

XX				
都道府県名	口	座	番	号
●●県	XXXXXX-X-XXXXXXX		●●県会計管理者	

住所

氏名

様

自動車登録番号 ()

事務所コード	税 目	課 税 年 度	期 別				納税者区分					
		年	年	月	日							
税 目		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税 額												
延 滞 金												
過少申告加算金												
不 申 告 加 算 金												
重 加 算 金												
合 計												

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印
所 管 事 務 所		
上記の金額を領収しました。		

(納税者保管)

延滞金について

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

「延滞金の計算方法」

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- 閏年うるしうの日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和3年1月1日以後の特例 〔延滞金特例基準割合が年7.3%〕 の割合に満たない場合に適用
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納	付	(入)	場	所
◎全国の店舗で納付(入)できる金融機関				
百十四銀行		みずほ銀行		
◎香川県内の店舗で納付(入)できる金融機関				
香川銀行				
香川県農協・香川県信用農協連				
高松信用金庫		観音寺信用金庫		
香川県信用組合		四国労働金庫		
西日本信漁連				
三菱UFJ銀行		三井住友銀行		
阿波銀行		中国銀行		
四国銀行		伊予銀行		
愛媛銀行		徳島大正銀行		
高知銀行				
◎四国内の郵便局・ゆうちょ銀行				
◎香川県県税事務所〔高松市松島町〕				
〔香川県県税事務所 自動車税課〔高松市鬼無町〕・ 各県民センター・中讃税務窓口センターでは納付(入) できません〕				

県 税

XX	(領収済通知書)		不 記
都道府県名	口 座 番 号	加 入 者	
●●県	XXXXXXXX-X-XXXXXXXX	●●県会計管理者	

住所

氏名

様

~~自動車登録番号 ()~~

事務所コード			税目コード				課税年度				期別				納税者区分																		
			元号 コード				年度				元号 コード				年																		
											月				日																		
税目						課税番号								申告区分				納付区分 C/D															
税																																	
税額						百				十				億				千				百				十				円			
延滞金																																	
過少申告加算金																																	
不申告加算金																																	
重加算金																																	
合計																																	

金額の訂正・¥マークの記入はしないでください。

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印
所 管 事 務 所		
取りまとめ店		
指定金融機関	●●銀行 ●●支店	

(県保管)

納付書（原符）兼払込金受領証



県 税

XX				
都道府県名	口	座	番	号
●●県	XXXXXX-X-XXXXXXX		●●県会計管理者	

住所

氏名

様

自動車登録番号 ()

事務所コード	税 目	課 税 年 度	期 別				納税者区分						
		年	年	月	日								
税 目			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税 額													
延 滞 金													
過少申告加算金													
不 申 告 加 算 金													
重 加 算 金													
合 計													

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印
所 管 事 務 所		

領収証書



県 税

XX				
都道府県名	口	座	番	号
●●県	XXXXXX-X-XXXXXXX		●●県会計管理者	

住所

氏名

様

自動車登録番号 ()

事務所コード	税 目	課 税 年 度	期 別				納税者区分					
		年	年	月	日							
税 目		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税 額												
延 滞 金												
過少申告加算金												
不 申 告 加 算 金												
重 加 算 金												
合 計												

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印
所 管 事 務 所		

上記の金額を領収しました。

(納税者保管)

延滞金について

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

「延滞金の計算方法」

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和3年1月1日以後の特例 〔延滞金特例基準割合が年7.3%〕 の割合に満たない場合に適用〕
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納	付	(入)	場	所
◎全国の店舗で納付(入)できる金融機関				
百十四銀行		みずほ銀行		
◎香川県内の店舗で納付(入)できる金融機関				
香川銀行				
香川県農協・香川県信用農協連				
高松信用金庫		観音寺信用金庫		
香川県信用組合		四国労働金庫		
西日本信漁連				
三菱UFJ銀行		三井住友銀行		
阿波銀行		中国銀行		
四国銀行		伊予銀行		
愛媛銀行		徳島大正銀行		
高知銀行				
◎四国内の郵便局・ゆうちょ銀行				
◎香川県県税事務所〔高松市松島町〕				
〔香川県県税事務所 自動車税課〔高松市鬼無町〕・ 各県民センター・中讃税務窓口センターでは納付(入) できません〕				